

# 中堅・中小企業におけるIFRS導入の メリットと課題

～実質的な連単一致を目指し、税務上の調整も含んだ実務的考察～

新創監査法人統括代表社員  
公認会計士・税理士 柳澤 義一

### 【執筆者紹介】（やなぎさわ ぎいち）

東京都出身、慶応義塾大学経済学部卒、昭和60年に公認会計士及び税理士登録、柳澤公認会計士事務所開業、平成12年には新創監査法人（東京都中央区銀座）を設立。

現在、新創監査法人統括代表社員のほか、日本公認会計士協会東京会会長並びに本部副会長、上場会社の役員、日本内部統制研究会理事なども務める。「さて、IFRSを導入する！」（清文社）他著書多数。

## はじめに

### ■ 中堅・中小企業がIFRSを導入することの制度的意義

日本におけるIFRS任意適用の会社は、株式時価総額に占める割合で約20%（適用決定会社も含む）に達しており、ようやく形になってきたように感じます。しかしながら、会社数としては91社（平成27年8月現在）で、日本の上場会社数が約3,500社であることを考えるとまだまだです。

IFRSといっても特別なものではなく、1つの会計基準に過ぎません。企業も我々公認会計士も、長年にわたり、常に会計基準変更の洗礼を受けてきました。そのたびにそれらを積極的にこなし、よりよい開示制度を目指して進んできたはずで、ところがIFRSの場合、まるで江戸時代末期の黒船のごとくの扱いで、「IFRSは勝手に解釈をしてはいけない」という言葉に過剰に反応して、「特別に研修、研究したものが担当しないとだめだ」と、各社・各監査法人こぞってIFRS対応班を作りました。そうしてIFRSを神棚に祀り、「通常の公認会計士では対応できない」、「従

来の経理部では無理だ」、という雰囲気自ら作って、手に取っていじるようなことをしてはいけない存在にしてしまった気がします。

日本におけるIFRS導入はまだ緒に就いたばかりです。連単分離適用制度の弊害をはじめ、まだまだ多くの課題があります。IFRSが日本に根付くためには重厚長大な会社ばかりが導入するのではなく、中堅・中小規模の会社がIFRSを導入してこそ、そして普通の公認会計士や小規模な監査法人が携わってこそ、すそ野は広がるのであり、真のIFRS導入となるのではないのでしょうか。

すなわち、会計基準とは「会計慣行」なのです。会社法では『株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う』（第431条）と規定しています。ごく一部の重厚長大の企業のみが使っているような会計基準で「一般に公正妥当と認められる会計慣行」と言えるのでしょうか。もちろん、IFRS導入会社の株価総額がいくらになったとかいうことも大切かと思いますが、数多くの会社・人がIFRSを経験し、IFRSに触れてこそ、制度として一般に認められた会計慣行になるのではないかと考えています。そこに中堅・中小企業がIFRSを導入することの制

度的意義があるのです。

本稿では、このような中堅・中小企業がIFRSを導入することの制度的意義を踏まえて、導入した企業にとってのメリット、現行の連単分離制度の課題、それに繋がる税務上の問題等について検討し、最後に中堅・中小企業がIFRSを導入する場合にお勧めの実務的ポイントを述べさせていただきたいと思います。

## I 中堅・中小企業にはIFRSの導入は困難か？

日本ではIFRSを導入している会社はまだまだ少数で、しかもほとんどが重厚長大、いわゆるグローバルな大企業です。IFRSを導入するためには、一定水準以上の会社の経営能力、内部統制の整備運用等が必要であるという認識があると思います。

では、中堅・中小企業にとってIFRSの導入は困難なのでしょうか。そんなことはありません。むしろ、以下の理由から中堅・中小企業のほうがIFRSの導入は容易であるとも言えます。

### ① 日本基準との差について限定的である

日本基準とIFRSとの差について、いろいろと語られていますが、実は日本基準のほとんどはIFRSとコンバージェンス済みであり、例えば、多額ののれんが発生したり、複雑な金融商品を多額に保有したりしていれば別ですが、通常取引であれば、ほとんど差はないと思います。中堅・中小企業の場合、取引形態も限られており、仮にIFRSとの差があったとしてもかなり絞られた限定的なものになるのではないのでしょうか。経理部門の能力としても仮にIFRSの全てを知らなくても、まずは自社にとって必要な部分をしっかり理解していれば対応可能です。その意味から、かえって中堅・中小企業のほうが導入しやすいと言えます。

### ② IFRSに合わせた態勢の変更がしやすい

仮に相違があるために、会社内部の態勢を変えなければならないとしても、中堅・中小企業のようにその対象が限定的であれば、その変更もしやすいと言えます。例えば、300人以下の従業員のため退職給付の計算を簡便法で行っていたとして、それを原則的な方法に変えるといった場合でも、人数が限定的であれば、さほどの手間やコストをかけずに変更することができます。

### ③ トップダウンにより、変更が進められる

多くの部門を抱え、部門間で競っているような大企業では、全社的にIFRS導入の理解を得るためには相当の時間を要すると思われませんが、中堅・中小企業の場合、社長の了解が得られれば、トップダウンにより経営体制を迅速に変更していくことができます。管理部門とトップ経営者の距離が近い中堅・中小企業の場合、社長がIFRS導入のメリットを理解し、推進しようという気持ちになれば、全社的にIFRSを押し進めやすくなります。

以上のことは、一概に言えることではありませんが、中堅・中小企業はIFRSの導入が困難かといいますと決してそうではなく、むしろ大企業より容易な場合も多いのではないかと思います。

## II 中堅・中小企業にとってのIFRS導入のメリット

### 1 会社のイメージアップ、信用力アップ、自信の向上

前項でも述べたように、IFRSを導入するためには、一定水準以上の会社の経営能力、内部統制の整備運用等が必要であるという認識があり、経営能力・管理能力が劣ると見られがちな中堅・中小企業ではなかなか難しいのではと思いがちです。実際は、中堅・中小企業のほうがかえって導入しやすい場合もあ

りますが、いずれにせよ、そのような社会の認識からしますと、IFRSを導入している中堅・中小企業は、投資家からみれば、一定水準以上の会社の経理能力、内部統制の整備運用等の能力を備え、かつ会計面を重視し先進的な取組みをしている会社と判断されるでしょう。このことは投資家のみならず、会社を取り巻く利害関係者、例えば金融機関、取引先、債権者、債務者のほか、一般消費者にとっても同じことが言えると思います。それによって、イメージアップ、信用力アップが図られます。外部からの信頼性は、会社の自信にもつながります。自社は中小企業なので管理部門が十分でないということを自ら言っている会社も多いと思いますが、他社に先駆けて、しかも中堅・中小企業としてIFRSを導入したという実績は対外的だけでなく、対内的にも「わが社はIFRS導入会社」ということで、会社の自信にもつながることと思います。

## 2 海外の財務諸表利用者による理解の向上、海外での資金調達への道

昨今の経済状況からみれば、いままで国内展開のみをしていた会社も、いろいろな形で海外進出を図ることは、中堅・中小企業でも例外ではありません。

海外進出に当たって、自社の財務諸表を外部の利害関係者が利用することが必要になった場合、日本基準に従った開示書類よりもIFRSに従った開示の方がスムーズにいくことは明らかです。海外の財務諸表利用者にとって、もし日本基準を適用していると言ったら、「IFRSとの差は何か」、と聞かれることでしょう。そうであれば、初めからIFRSを導入しておくことが得策です。特別な説明をせずとも、財務諸表利用者は違和感なく受け入れるはずで、仮に現地で資金調達を行うことを考えた場合にもIFRS導入は最低限必要なこととも言えます。

## 3 従来の業務の見直し、システムを含む内部統制の整備の機会となる

IFRSの導入は、会社の業務を見直すよい機会になります。会社は、いったん業務や管理の仕組みができてしまうと、仮に多少の使い勝手が悪くとも、なかなか改善の機会はないものです。IFRSの導入により改めて従来の会計処理や、関連する業務、またその内部統制について検討するよい機会となります。

例えば、IFRSのもとでは固定資産に関し耐用年数や残存価額の定期的な見直しなどが明確に求められています。日本基準でも本来はこのようなことは求められていたはずですが、減損処理を行った場合など特定の場合を除いてあまり見直しは行われていなかったのが実状だと思います。

IFRSの導入により、財務諸表をより適正に表示するだけでなく、会社の適正な意思決定にも資する資料を提供できるようになると言えます。

このような改善は目に見える形で利益を生み出すものではないため、何かのきっかけがないと通常はなかなか改善がなされないものです。内部統制の不備等に起因する不祥事がひとたび発生すれば、取返しがつかなくなるリスクもあります。IFRSの導入により、「見直す機会」を持つことは、これらのリスクを減らすこととなり、一般にデメリットとみられやすい導入の手間やコストが結果的にはメリットになるわけです。IFRSの導入と合わせて自社の問題点の洗出しとその改善を実施することはとても有効です。

以上、主なメリットだけを記載しましたが、デメリットについては誌面の都合上詳しく述べません。当然のことながら、導入時の作業量やコストが、中堅・中小企業の場合は重くのしかかってくることもあります。導入時だけでなく、導入後も日本の現行制度においては、連結決算はIFRSで行い、単体決算は日本基準で行うというダブルスタンダードの不

都合さ、それに加えて税務上の制約などもあり、煩雑さはIFRS導入前よりも増すことも予想されますから、よく勘案しなくてはなりません。

### Ⅲ 現行制度の課題（連単分離による経営的な不都合）

#### 1 課題の所在／各種の経営管理資料はIFRSの数値を使うのか、日本基準をベースにするのか

現行の日本の制度では、IFRSの任意適用と言っても、単体決算（個別財務諸表）は日本基準、連結決算はIFRSに従うということになります。この場合、各種の経営管理資料はどちらの基準で作成すべきかについて大きな問題になります。特に中堅・中小企業の場合のIFRS導入の実務の流れとして、まず個別財務諸表は日本基準で作成し、その後IFRS調整仕訳により連結決算を作成することが一般的になるかと思えます。しかし、このような方法は、連結決算をIFRSに準拠させるという点においては手間をかけない方法として有効ですが、公表する決算に伴う各種の経営管理資料を連結決算に合わせて、あらためてIFRSベースで揃えようとする、その作業は思いのほか大変な作業になることも考えられます。

IFRSはあくまで公表の連結決算のためのもの、いっそ経営管理資料は従来の日本基準のままとする、と割り切れないこともありませんが、各種の経営管理資料を日本基準ベースで作成していると、外部公表の連結決算数値と会社内部にある経営管理資料での数値に不整合が生じてしまうこととなります。経営者がIFRSベースの外部公表数値の詳細説明に苦勞することも予想されます。そもそも、公表数値とその根拠となる経営資料が違う基準というのはやはり違和感が残るところです。役員会等でも、いちいちその説明をしなくて

はなりません。

さらに、そもそも連結決算ベースで公表する将来の経営予測数値はIFRSベースでの予測になっている必要がありますが、経営者が社内的に使っている将来予測の管理資料が日本基準をベースにしているのにもかかわらず、それに単純なIFRS調整を加えただけで、それを適正な経営予測数値と言えるのかは少々疑問のあるところです。

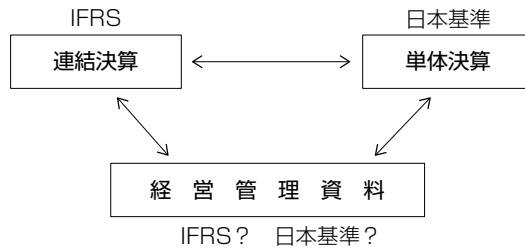
理想を言いますと、経営管理資料もIFRSをベースに作成していける体制にしていくことが望ましいと考えます。

しかし、各種予算資料や実績資料もIFRSベースにするとした場合、例えば、各事業部の売上や利益予算、また品目や顧客ごとの予算数値などもIFRSベースになっていないと、不都合が生じてしまいます。だからと言って、全て一からIFRSベースで作れるのかといいますと、連結決算を構成する単体決算はIFRSの導入は認められておらず、日本基準で作成しているわけですから、単体決算の管理資料は日本基準となり、単体決算の経営管理資料はどうしても日本基準にならざるを得ません。一からIFRSでの経営管理資料を作ろうとした場合、結局、社内に2つの種類の管理資料が存在してしまうことも考えられます。

公表する連結決算数値と連結決算を構成する各社の単体決算、それらのもとになる、あるいはそれらから展開される経営管理資料とこれら3つが絡み合っただけでグループ全体の決算資料となっているわけですから、そもそも連結決算はIFRSで、単体決算は日本基準という現行の制度自体に若干の無理があると言わざるを得ません。

このように外部公表数値のもととなる内部管理資料のあり方も含めて、制度的にどうすべきか、もっとしっかりとした議論が望まれるところです。

【図1】 経営管理資料はIFRSか日本基準か？



## 2 課題解決のための方法／単体決算

できるだけ、日本基準の範囲内でIFRSでの会計処理に合わせる

この課題に対して1つの解決策として次のようなことが考えられます。

すなわち、大きな差異があるものについては、できるだけ個別財務諸表の段階で日本基準の範囲内でIFRSでの会計処理に合わせていくことです。前述しましたように、現状において、IFRSに基づく会計処理は、日本基準では採用し得ないものも確かにありますが、かなりの項目について、よく検討すれば現行の日本基準上も認められるものも多いのではないかと思います。特に中堅・中小企業の場合、ほとんどの会計処理は日本基準の範囲内でIFRSに合わせることは可能ではないかと思われます。どうしても合わせられない差異のみIFRS調整（そのうち重要性のないものはそもそも調整しないことも可能）するのであれば、上記で述べたような課題はかなり解決できるものと思われます（後述【図2】参照）。

## IV IFRSと税務との関係について——連単一致に向けての課題

### 1 単体を連結に合わせようとした場合の税務上の影響

日本の現行の制度は、連結決算にIFRS、単体決算には日本基準という仕組みです。税務は単体決算での話ですから、IFRSの導入に税務は関係ないと思われるかもしれませんが、実はそうではありません。

現行のIFRS任意適用の中で実質的な単体と連結の一致を図ろうとすると、単体決算、すなわち日本基準の範囲内で個別財務諸表における会計処理をできるだけIFRSに近づける、つまり連結決算に合わせるために会計処理の変更をすることがよいと前項で述べました。しかし、そこで大きな壁として税務の問題が浮上します。すなわち、単体決算の会計処理の変更はダイレクトに税務の問題に影響してきます。下記では、それを場合分けして検討してみました。

【単体決算を連結決算に近づけるために単体決算の処理を変更した場合の税務対応】

会計処理の変更の方向	その結果、 会計的な変化	別表調整の手当て	その結果としての課税所得 の増加（①と④が増加）
① 従来より、収益を早く認識	利益が多く出る	別表で減算調整はできないため別表での手当はなし	課税所得は増加
② 従来より、収益を遅く認識	利益が少なくなる	別表で加算調整が必要となる	課税所得は変化なし
③ 従来より、費用を早く認識	利益が少なくなる	別表で加算調整が必要となる	課税所得は変化なし
④ 従来より、費用を遅く認識	利益が多く出る	別表で減算調整はできないため別表での手当はなし	課税所得は増加

### ① 従来より、収益を早く認識する例

不動産を賃貸している場合で、最近一般的になっているフリーレントを設定している分を発生主義でとらえて期間按分しますと、家賃の入金のない期間についても収益を認識することになりますが、通常の処理、すなわちフリーレント期間の終了後から収益認識をする通常の方式と比較すると、収益が前倒しになります。この場合、会社が自ら収益を前倒しに上げたものですから、税務申告において別表減算といった調整はできず、結果として課税所得は増加することになります。

### ② 従来より、収益を遅く認識する例

例えば、売上を出荷基準から検収（着荷）基準に変更した場合、売上の認識が一般的には遅くなりますが、税務上は出荷基準で認識しなくてはならないと思われれます。その場合、その差額は税務申告書別表において加算調整が必要になり、結果として課税所得は前と変わらないことになります。

### ③ 従来より、費用を早く認識する例

固定資産の耐用年数を税務上の耐用年数より短く見積もった場合などで、税務上は税務上の耐用年数で損金扱いとされるため、その差額は税務申告書別表において加算調整が必要になり、結果として課税所得は前と変わらないことになります。

### ④ 従来より、費用を遅く認識する例

例えば③の反対で、耐用年数を長く見積もった場合、会社が自ら費用を少なく計上したものですから、税務申告において損金を増やすような別表減算といった調整はできず、結果として課税所得は増加することになります。

以上からわかるように、会計処理の変更に  
より利益が多く出る傾向と少なく出る傾向と  
2つのパターンがありますが、会計と税務と  
の調整をする別表調整においては課税所得を  
減らす方向の減算調整が通常認められないた

め、一般的には課税所得は減ることはなく、  
今までと変わらないか（②と③）、あるいは  
課税所得が増加する（①と④）という結果に  
なってしまいます。

費用の早期化や収益の遅延化となった場合、  
それが税務上も認められるのであれば、税務  
的にもメリットがあり有利になるケースも理  
論的にはあり得ますが、実務的にはほとんど  
ないと思われれます。よって、単体決算での処  
理を連結決算すなわちIFRSに合わせようと  
するとき、税務上有利になることはなく、場  
合によっては税務上不利になるケースが出て  
きます。

## 2 課題解決のための提案／税務上別表減算調整が可能となる制度へ

このように見ていきますと、IFRS導入に際して、

### 連単分離制度の弊害

- ⇒単体決算（日本基準）を連結決算（IFRS）に近づけることにより解消か
- ⇒課税所得の増加の可能性

という流れがわかってきました。

すなわち、IFRSの導入に際して、単体決算を連結決算に近づけて連単分離の弊害を抑えようとしみますと、実は税務の問題が無視できない大きな問題であることが見えてくるのです。

そこで1つの提案ですが、上記の表の①と④のようなケースにおいて、IFRS導入会社に限って、個別の決算書において別表減算を認めるような制度の導入を検討すべきかと思えます。この場合、別表減算をしても従来の処理と比較して、課税所得が減るわけではなく、すなわち従来とは課税所得は変わらないため、「減税」になるわけではありませんから、国の財政上も問題ないはずです。この仕組みが作れば、連単一致制度に向けて弾みがつくのではないかと思います。

## V 中堅・中小企業がIFRSを適用するためのお勧めの実務的ポイント

### 1 お勧めする2つの方針

現行は、連結はIFRS、単体は日本基準といった2つの基準が併存する連単分離制度において、中堅・中小企業にとってお勧めの実務的ポイントは、下記の2つの方針をうまく活用していくことです。

- ① 連結決算はIFRSを適用するが、重要性のない範囲では単体決算の従来の日本基準による処理を採用することにより、単体決算に近づける。

実は、IFRSには簡便法という考え方はありません。しかし、重要性の考えについては、あまり明文規定はないのですが、全てにおいて横たわっています。よって、IFRS適用の連結決算においては、重要性がない場合は必ずしも原則的な会計処理を採用しなくてもよいということを活用して、できるだけ従来の日本基準での会計処理が採用できないかを検討します。

例えば、連結決算において、リースの処理や退職給付の処理については、重要性がないと判断されるのであれば、単体決算での処理のままとするということなどが挙げられます。

連結決算の作り方も、まずは日本基準で作成し、限られたIFRSとの差異だけをIFRS組換え処理を行うことにより、IFRS対応の決算とする方法が、中堅・中小企業にはお勧めかと思います。すなわち、重要性の考え方を活用して、ぎりぎりまで日本基準の適用を考え、IFRSとの差異を限定的なものにしていくことが、中堅・中小企業にとって効率的な方式かと思います。

ただし、無理に重要性の考え方を使うという意味ではなく、当然ですが、もしIFRSで

の原則的方法の採用について、必要とされるならばその適用を躊躇してはいけません。

- ② 一方、単体決算では、日本基準の範囲内ではあるが、できるだけIFRSの処理に合わせられるところは合わせる。

①とは方向が逆になりますが、単体決算でできるだけIFRSに近づけることがお勧めです。

このことはすでにⅢの2で述べましたが、実質的な連単一致を目指して、単体決算においては日本基準の範囲内ではありますが、IFRSでの会計処理に合わせられるものがないかを模索します。

例えば、単体決算において固定資産の耐用年数は連結決算に合わせる、売上計上基準を検収基準に変える、受取家賃のフリーレントの処理を期間按分に変える、などがあります。実は、かなりの範囲で日本基準においてもIFRSと同じような会計処理にできるものと思います。

その上で、どうしても差が出るものについては、IFRS組換え仕訳により連結決算を作るということにします。そうすれば、単体決算のかなりの部分が連結決算の会計処理と平仄が合います。

こうすることにより、単体決算と連結決算の経営資料が大部分で統合できます。

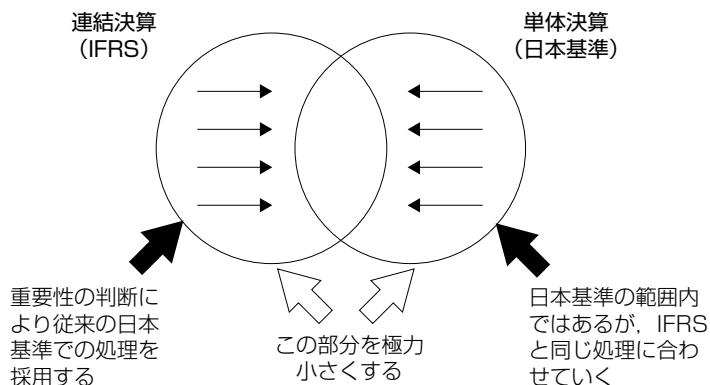
ただし、Ⅳで述べたような単体での税務問題が生じてくる可能性があります。特に課税所得が増加するようなケース、例えば、売上計上基準を検収基準に変えるような場合、税務は出荷基準となるとその差を調整しなくてはなりません。また、受取家賃のフリーレントの処理を期間按分に変える場合も課税所得は増加してしまいます。これに対しては、Ⅳの2で述べたように税務上別表での減算調整を認めるなどの柔軟な制度設計が望まれるところです。

いずれにしても、この2つの方針を進めて

いきますと、【図2-1】、【図2-2】に示したようにIFRSでの連結決算と日本基準での単体決算が近づいていき、実質的な連単一致になっていきます。IFRSとの差異が限定

的な中堅・中小企業だからこそこの方針は有効だと思いますし、経営資料が二元化してしまうという経営的な課題の解消にもつながりますのでお勧めです。

【図2-1】 連単をできるだけ近づけていくことがお勧め



【図2-2】 単体はIFRSに近づけ、連結は日本基準に近づけることによって…



## 2 最後に／連結決算・単体決算（連単）一致の制度を目指して単体決算にもIFRS任意適用を認める柔軟な対応が望ましいと考えます

以上、現行の制度における中堅・中小企業のIFRS導入のメリットと課題、そしてお勧めの実務的ポイントを述べてきましたが、今後はもう一歩突っ込んで、単体決算自体にもIFRSの任意適用を認めるということも検討されるべきではないでしょうか。

単体決算にIFRSを適用するという議論に対しては、いろいろな問題があることは承知しています。もし、単体決算にもIFRSの適用が認められるということになりますと、税

務との調整という問題も出てきますが、前述したような税務上で減算調整を認めるような柔軟な対応も一案ではないかと思います。

もちろん、単体決算にIFRSを適用することについては、単に会計や税務の問題だけではなく、会社法上の分配可能利益の問題、資本と負債の区分の問題、債権者保護の問題、取締役の責任の問題などいろいろな課題がありますが、国際的に共通の基準により経営判断が行えるような環境の整備のためには、連結決算と単体決算を同じ会計基準にしていくことは必須であり、それに向けてもっと積極的な議論が望まれるところかと思っています。